

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	岩手県軽米町

軽米町鳥獣被害防止計画

(令和 8 年度～令和 10 年度)

<連絡先>

担 当 部 署 名 軽米町産業振興課
所 在 地 九戸郡軽米町大字軽米 10-85
電 話 番 号 0195-46-4740
F A X 番 号 0195-46-2335
メールアドレス sangyoshinkou@town.karumai.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シラサギ、ツキノワグマ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岩手県軽米町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果樹	被害面積 10a 被害額 669千円
ムクドリ		被害面積 —a 被害額 —千円
カルガモ	水稻	被害面積 22a 被害額 291千円
スズメ		被害面積 —a 被害額 —千円
キジバト		被害面積 —a 被害額 —千円
アオサギ		被害面積 —a 被害額 —千円
シラサギ		被害面積 —a 被害額 —千円
カワウ		被害面積 —a 被害額 —千円
ゴイサギ		被害面積 —a 被害額 —千円
ツキノワグマ	果樹	被害面積 20a 被害額 1,339千円
ノウサギ		被害面積 —a 被害額 —千円
ハクビシン		被害面積 —a 被害額 —千円

タヌキ		被害面積 被 害 額	－ a － 千円
アナグマ		被害面積 被 害 額	－ a － 千円
キツネ		被害面積 被 害 額	－ a － 千円
ニホンジカ	水稻、小麦、豆類、雑穀、 果樹、工芸作物	被害面積 被 害 額	252 a 4,466 千円
イノシシ	水稻、小麦、雑穀、果樹、 野菜	被害面積 被 害 額	208 a 5,418 千円
ニホンザル		被害面積 被 害 額	－ a － 千円
アライグマ		被害面積 被 害 額	－ a － 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ
農作物や生活環境への被害が発生している。農作物被害は農作物収穫直前の被害が多く、果樹の食害が発生している。ムクドリによる果樹の花芽の食害も報告されている。また、カラスによりごみ集積所が散らかされ、町の美観が損なわれるなど、生活環境にも悪影響を及ぼしている。また糞による建物汚損被害も発生している。

○カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シラサギ

カワウは平成 21 年頃から雪谷川、瀬月内川と川幅のある河川での目撃情報が寄せられており、岩手県が内水面漁連に委託し行った生息実態調査によれば、23 年 6.7 月に 12 羽、同年 10 月にも 12 羽目撃されている。令和 7 年度において被害報告はなかったが、魚食性が強い鳥であるため、アユなどの放流魚捕食により、内水面漁業資源に被害をもたらしていると考えられる。

○ツキノワグマ

生息状況については、町内全域から目撃情報が寄せられている。ツキノワグマによる農業被害は、主に果樹への被害となっている。また、令和 7 年度においては、農作物以外に飼い犬への被害も発生した。

○ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ

町内全域に生息しているとみられるが、ノウサギによる農業被害は、野菜や果樹の樹皮（冬期）に発生している。ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネによる果樹、豆類、野菜などの被害が確認されている。

○ニホンジカ

生息状況については、平成 26 年春から旧晴山村地域で初めて目撃情報が報告されたが、近年は町内全域で確認されている。農業被害は踏み荒らしや食害など多岐にわたり、生息頭数の増加によりさらに拡大する可能性があることから、早期に捕獲することが重要である。

○イノシシ

平成 30 年度に初めて目撃情報が寄せられたが、近年は町内全域で確認されている。農業被害は、水稻、麦、雑穀、果樹、野菜など多岐にわたる食害、農地の掘り起こしなど報告されている。被害額も高額であることから、侵入防止対策や積極的な捕獲などの被害防止に向けた対応が重要である。

○ニホンザル

令和 3 年度に目撃情報が寄せられ、令和 4 年度にも子連れが見られた。ニホンザルによる被害は報告されていないが、今後の出没や被害の発生について注視する必要がある。

○アライグマ

観測はされていないが、生息域が拡大しており特定外来生物でもあることから、警戒する必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 7 年度）	目標値（令和 10 年度）
カラス	被害面積 10 a	被害面積 7 a
	被害額 669 千円	被害額 460 千円
カルガモ	被害面積 22 a	被害額 15 a
	被害額 291 千円	被害額 200 千円
ツキノワグマ	被害面積 20 a	被害面積 14 a
	被害額 1,339 千円	被害額 930 千円
ニホンジカ	被害面積 252 a	被害面積 176 a
	被害額 4,466 千円	被害額 3,120 千円
イノシシ	被害面積 208 a	被害面積 145 a

	被 害 額 5,418 千円	被 害 額 3,790 千円
--	----------------	----------------

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・軽米町鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣の追い払いや、わな、猟銃による捕獲を実施。 ・罨免許不要の場合に限り、小型箱罨の貸出。	・軽米町鳥獣被害対策実施隊隊員は増加してきたが、更なる担い手の確保と育成が重要必要となっている。 ・農業者のわなによる捕獲の許可申請件数、わな免許取得者の増加が重要。
防護柵の設置等に関する取組	・農業者、集落による電気柵等の設置。 ・草刈り等による緩衝帯の整備。	・個人での侵入防止柵の設置のほか、地域ぐるみでの設置の推進。 ・農業者自ら鳥獣被害から農作物を守ろうとする意識の醸成。 ・国庫事業を用いた電気柵設置等についても、地域の要望に応じ住民の合意形成を図るとともに協力し対策を行う。
生息環境管理その他の取組	・農業者を対象とした会議において、狩猟免許取得に係る情報提供を行い狩猟免許取得者の確保につなげている。	・更なる狩猟免許保持者の確保と、捕獲技術向上など人材の育成が必要。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況の調査、定期的な刈払い等の実施による緩衝帯の整備、安全で効果的な箱わな、くくりわな等の捕獲機材と、導入したデジタルトランシーバーを活用し猟銃等使用時の安全と捕獲効率の向上に努める。ま
--

た、町民に有害鳥獣出没時の情報提供を呼びかけるとともに、関係機関の情報共有体制の強化及びセンサーカメラによる有害鳥獣の生息状況などの実態把握に努める。わな免許不要の場合、小型有害鳥獣を目的とした小型箱わなの貸出を行う。

また、地元の農家を始め自治会、新岩手農協、二戸地方森林組合、西部河川漁協等関係団体と連携を図り対策に取り組む。

鳥獣被害防止を図る上で侵入防止対策は必要不可欠である。農作物を鳥獣被害から行政に守ってもらうという意識から、農業者自らが農作物を守っていくという意識への醸成を図り、侵入防止柵の設置や近隣の苅払いなどにより、野生鳥獣が農地へ侵入しづらく状況にしていく必要がある。また、誘因物となる収穫残渣の除去や放置果樹の伐採などについても周知を徹底し、人の生活圏へ定着させないような取り組みを進める。

また、複数農地を囲うなど広いエリアへの電気柵等の設置については地域の要望に応じた説明会等の実施や国庫事業等を用いた対応を検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき行う。また、被害状況に応じた効果的な方法(追い払い、箱わなやくくりわな、猟銃による捕獲等)及び防除体制について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。

また、鳥獣被害防止特措法第9条に基づく軽米町鳥獣被害対策実施隊により、被害の早期発見及び迅速かつ安全な捕獲に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～ 10年度	カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ、カワウ、ゴイサギ、ツキノワグマ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ	・ 鳥獣の被害状況の調査や効果的な捕獲機材の導入 ・ 小型箱罠の貸し出し ・ 捕獲の担い手となる狩猟免許取得者の確保、育成 ・ ICT機器の活用検討 ・ 被害状況と捕獲実績をもとにしたより効果的な捕獲活動の検討

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメについては、被害が広範囲にわたって見られることから、可能な限りの捕獲を目標とする。 キジバト、アオサギ、シラサギ、カワウ、ゴイサギについては、下記の捕獲計画数以内の捕獲とする。 ツキノワグマについては、町としての捕獲頭数目標は設定しないが、県ツキノワグマ管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は捕獲に努める。 ノウサギ、タヌキ、アナグマ、キツネ、ハクビシンについては、被害量・被害額は微減しているが目撃情報から察すると個体数は増えている事が予想されることから、下記計画の捕獲数を目標とする。 ニホンジカ、イノシシについては、目撃情報や農作物被害についても増加が報告なされていることから、個体数が増加していると考えられるため可能な限りの捕獲を目標とする。 ニホンザルについては、目撃情報があることから、被害が発生し防除対策を講じたうえで効果が得られない場合に捕獲することとする。 アライグマについては、特定外来生物であるため可能な限り捕獲することとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等
------	--------

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	可 能 な 限 り	捕 獲	
ムクドリ	可 能 な 限 り	捕 獲	
カルガモ	可 能 な 限 り	捕 獲	
スズメ	可 能 な 限 り	捕 獲	
キジバト	30羽	30羽	30羽
アオサギ	10羽	10羽	10羽
シラサギ	10羽	10羽	10羽
カワウ	10羽	10羽	10羽
ゴイサギ	10羽	10羽	10羽
ツキノワグマ	必 要 最 小 限 の 捕 獲		
ノウサギ	20羽	20羽	20羽
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	可 能 な 限 り	捕 獲	
イノシシ	可 能 な 限 り	捕 獲	
ニホンザル	被害状況に応じた捕獲		
アライグマ	可 能 な 限 り	捕 獲	

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の捕獲手段は、基本的にわなによる。ツキノワグマやニホンジカおよびイノシシの捕獲については状況により銃器を使用する。捕獲の実施予定時期は、農作物被害が発生する時期であって、ツキノワグマは主に4月から11月、カラスやカルガモなどの鳥類についても4月から10月を中心とする。その他対象鳥獣については、被害状況に応じて捕獲時期や方法、捕獲場所等を検討し実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性 ・わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマによる被害は拡大

傾向にある。

・当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が効率よく進まない状況にある。

・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。

<参考> 軽米町鳥獣被害対策実施隊 30 名

うちライフル銃所持人数 21 名

○取組内容

・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：箱わな・くくりわな・ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4 月～3 月

捕獲予定箇所：軽米町内全域

・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：クマ用箱わな・ライフル銃による捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ツキノワグマ	ツキノワグマ、ニ	ツキノワグマ、ニ	ツキノワグマ、ニ

ニホンジカ イノシシ	ホンジカ、イノシシとも、新たな被害状況に応じ設置を検討・実施する。	ホンジカ、イノシシとも、新たな被害状況に応じ設置を検討・実施する。	ホンジカ、イノシシとも、新たな被害状況に応じ設置を検討・実施する。
---------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～ 10年度	カラス、ムクドリ、カルガモ、スズメ、キジバト、アオサギ、シラサギ、カワウ、ゴイサギ、ツキノワグマ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ	・生息状況及び行動域に関する調査の実施 ・農作物収穫残渣等の除去や花火等の使用による被害未然防止など自衛対策の強化 ・被害防止のための研修会や講習会による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信 ・農業者、集落が実施する鳥獣被害防止対策への支援 ・定期的な刈払い等による緩衝帯の整備 ・防鳥糸による着水抑制の実施

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

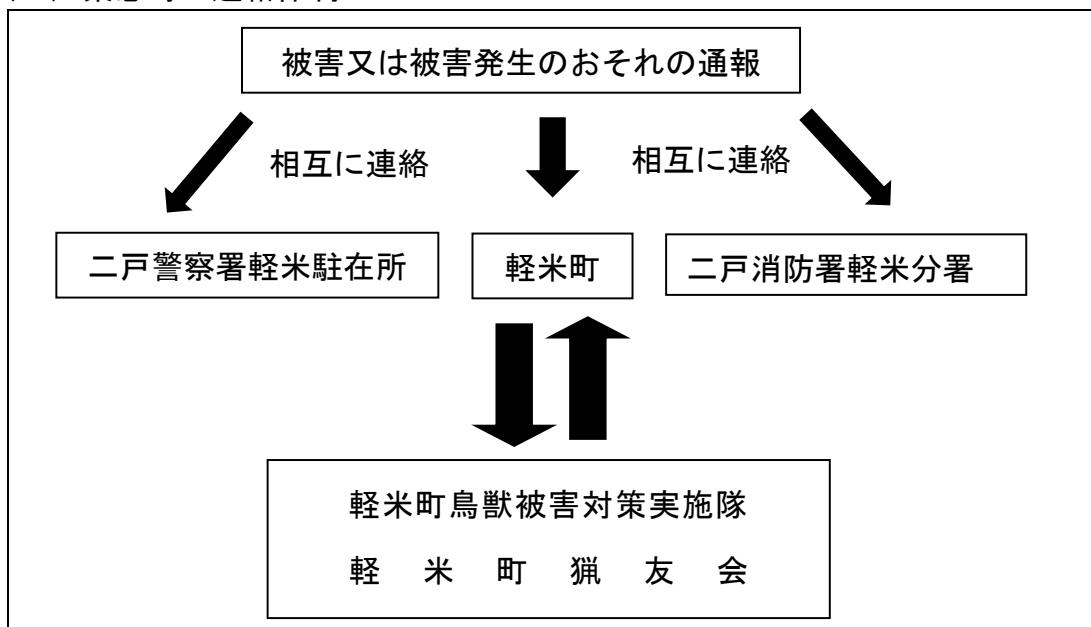
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
軽米町	鳥獣の捕獲許可・指示、情報収集・注意喚起、

	連絡調整及び住民への広報等
岩手県県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	鳥獣の捕獲又は追い払いの助言
二戸農業改良普及センター	鳥獣の捕獲又は追い払いの助言
岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	鳥獣の捕獲許可、捕獲又は追い払いの助言
岩手県二戸警察署軽米駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言及び交通規制
二戸消防署軽米分署	負傷者の搬送
軽米町鳥獣被害対策実施隊	被害調査、鳥獣の捕獲又は追い払い
軽米町猟友会	被害調査、鳥獣の捕獲又は追い払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、一般廃棄物扱いで生態系に影響を

与えないような方法で焼却及び埋設により適切に処理し、野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	軽米町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
軽米町	産業振興課において事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
岩手県県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
二戸農業改良普及センター	有害鳥獣の追い払い行為等に関する助言及び指導を行う。

岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲許可、被害防止に関する助言及び指導を行う。
新岩手農業協同組合二戸営農経済センター米穀園芸課	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
二戸地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
西部九戸河川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する提言を行う。
軽米町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の調査・提供と有害鳥獣捕獲及び追い払いの実施を行う。
軽米町猟友会	有害鳥獣関連情報の調査・提供と有害鳥獣捕獲及び追い払いの実施を行う。
軽米町衛生組合連合会	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する提言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
軽米町町民生活課	有害鳥獣捕獲許可、指導、助言
岩手県二戸警察署軽米駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 27 年度に設置した軽米町鳥獣被害対策実施隊の、充実した活動を継続するために新規隊員を育成し、活動の強化を図る。 実施隊員数：40 名 現在隊員数：30 名

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、

地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣の被害防止のため、地元自治会、農協、行政などの関係団体による協力と連携により、地域で被害を防止していくという意識の高揚・醸成を図るとともに、被害防止に関連する知識の共有や技術の向上を目指す。

また、農作物への被害防止のための対策方法について普及啓発に努め、被害防止の情報交換を図る。

更に、各種会議や研修会への参加誘導や、狩猟免許取得促進による人材育成を推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生により計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議し計画の見直し、効果的な被害防止に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。